



2020年8月11日
中部電気工事協力会連合会
安全技術委員会
資料9

2020年9月16日
技術指導会議および取締役会
資料No.2-9

電気工事協力会における フルハーネス型制止用器具の取扱いについて

＜案＞

【目的】

中部電気工事協力会連合会では、安全技術委員会を通じてフルハーネスの取扱いについて議論を重ねてきた。

一方で、フルハーネスの取扱いに関する決定事項が複数の会合に亘るため、全体が見える化できるよう本資料にまとめる。

＜注意事項＞

中部電力株式会社の分社化に伴い、電気工事協力会が共同調達により購入しているフルハーネス型制止用器具の名称を変更する。

変更前：中部電力仕様のフルハーネス型制止用器具

変更後：中電PG仕様のフルハーネス型制止用器具

内 容

諸元

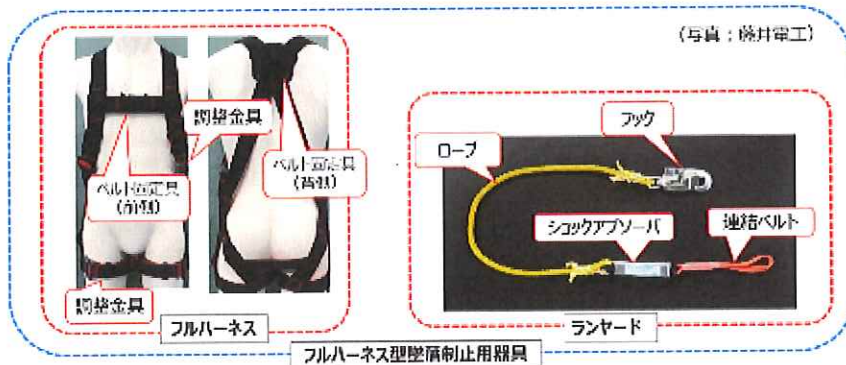
◇政令改正の背景

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、落下時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されている。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されている。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、落下による労働災害防止のための措置を強化した。

1 フルハーネス型墜落制止用器具の基本構造と名称

(1) 名称



(2) サイズ種類 (中電 PG 仕様)

フルハーネス※1		ショックアブソーバ	
サイズ	適用重量 (装備込)	適用重量 (装備込)	種類
S	130 kg以下	100 kg	第1種
M		130 kg	
L			

※1 一般汎用品は、サイズ種類が異なる可能性がある。

<注意事項>

- ▶中電 PG 仕様のフルハーネスを使用する場合は、補助バンドが必要である。(補助バンドがある状態で作業性検証や安全確認を実施しているため)
- ▶補助バンドがない場合は、中電 PG 仕様のフルハーネスを使用できない。



厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課墜落制止用器具に係るガイドライン

2019年4月11日
フルハーネスの導入に向けた電気工事協力会の課題について (一部追加)

2019年4月11日
フルハーネスの導入に向けた電気工事協力会の課題について

内容

諸元

▶補助バンドを新規に購入しない場合は、一般汎用品の柱上作業用フルハーネスを購入し、アタッチメント（付属品）を使用することにより、胴ベルトのずり上がり防止を図る必要がある。

2 フルハーネス型墜落制止器具の取扱い

(1) 中電 PG 仕様の取扱い

中電 PG 仕様のフルハーネス型墜落制止器具は「推奨品」とする。

(2) 一般汎用品の取扱い

柱上作業用のフルハーネス型墜落制止器具は、中電 PG 仕様に限らず使用可能とする。(建築作業用や屋根上作業用等のフルハーネス型墜落制止器具は、安全性と作業性を考慮し柱上作業・高所作業車での使用を不可とする)

(3) フルハーネスとランヤードの組み合わせ

同一メーカーを使用することを原則とする。なお、フルハーネスとランヤードの劣化による取り替えが必要となった場合は、以下の取り決めを遵守する。

フルハーネス	ランヤード	使用可否
中電 PG 仕様 (藤井電工製) +	中電 PG 仕様 (サンコー製) →	使用可能※2
中電 PG 仕様 (サンコー製) +	中電 PG 仕様 (藤井電工製) →	使用可能※2
一般汎用品 +	中電 PG 仕様 (藤井電工製) (サンコー製) →	使用不可※3
中電 PG 仕様 (藤井電工製) (サンコー製) +	一般汎用品 →	使用不可※3

※2 藤井電工製とサンコー製は、同程度の性能を有している。また、異メーカーでも安全性能を低下させる干渉はないため使用可能。(中電 PG、他請負会社と同じ取扱い)

※3 中電 PG 仕様と一般汎用品の組み合わせは、様々な種類の一般汎用品が流通しているため一概に全ての組み合わせの安全担保が図れない。そのため使用不可とする。

2019年4月11日
フルハーネスの導入
に向けた電気工事協
力会の課題について

2019年4月11日
フルハーネスの導入
に向けた電気工事協
力会の課題について

2019年4月11日
フルハーネスの導入
に向けた電気工事協
力会の課題について
(一部追加)

内 容

諸 元

3 フルハーネス制止用器具の使用方法について

(1) 点検方法

作業者は以下の不良判定基準を参考にフルハーネス型制止用器具を点検する。

ア フルハーネスの不良判定基準

- a ベルト類の損傷、縫糸切れがあるもの
- b ベルト固定具の損傷、縫糸切れがあるもの
- c 連結ベルトが接続でないもの
- d バックルの本体・差し込みプレートが接続できない、またはロック解除レバー含め変形・腐食があるもの

イ ランヤードの不良判定基準

- a ロープの素線切れ、摩耗による損傷があるもの※4
- b フックの変形・ひび割れ等の異常があるもの
- c ショックアブソーバのカバーが破れ、中のベルトが露出しているもの（テープ等で養生して使用しない）
- d 大きな荷重を受けたもの、またはショックアブソーバが作動したもの
- e 使用期限を過ぎたもの※5

※4 中電 PG 仕様のランヤードは標示（赤色）があるため、目安として扱う。

※5 仕様書に記載されている使用期限による。中電 PG 仕様のフルハーネス型制止用器具の交換目安は2年。

(2) フルハーネスの着用方法



内容

(3) ランヤード接続方法

新規

新規

諸元

新規



(4) フルハーネス型制止用器具の留意事項

ア 雨合羽・防寒着・空調服

雨合羽・防寒着・空調服の着用時は、これらの上にフルハーネス型制止用器具を着用する。



【○パターン】



【×パターン】

墜落時フルハーネスが体からずり上がることで服の襟元が墜落者の首を絞めるおそれがある。

イ 保護着

保護着の着用時は、これらの下にフルハーネス型制止用器具を着用する。またランヤードは、保護具の下から出す。



ランヤードは保護具の下から出す。

【○パターン】



ランヤードを保護具の上から出すとマジックが剥がれ、ファスナーが開いてくる。

【×パターン】

(5) ランヤードの取り付け位置

中電 PG 仕様のランヤードは、構造および性能上、フルハーネスの前側と背側の両方が取り付け可能^{※6}である。ただし、作業性を踏まえ、連合会ではフルハーネスの前面にランヤードを取り付けることとする。(背側取り付け不可)

※6 一般汎用品のフルハーネス型制止用器具は、その仕様書による。

内 容



2019年8月19日
フルハーネスの導入に向けた課題に対する取組方針について

新規

2020年1月21日
フルハーネスに係る共同調達について

諸 元



作業空間が確保できない。

【ランヤード前側】

【ランヤード後側】

<高所作業車におけるフルハーネス型制止用器具の取扱い>

- ▶高所作業車のバスケット内で作業する場合も、高さが6.75mを越える場合はフルハーネス型制止用器具の使用が必要である。
- ▶高所作業車においてもランヤードの取付位置は前面とする。
- ▶フルハーネスの着用者が地面に到達するおそれがある場合（高さが6.75m以下）は、1本吊りの胴ベルト（ショックアブソーバー付）を使用することが可能である。

(6) 使用前点検

作業者は次の手順でフルハーネス型制止用器具の使用前点検を実施する。

- 手順1 ランヤードのロープを電柱に回す。
- 手順2 ランヤードのフックをロープに9字型でかける
- 手順3 脚を左右に開きながら曲げゆっくりとランヤード全体に体重をかける。
- 手順4 2～3回体重をかけてみる。



【イメージ】

(7) ランヤードのフック取付箇所

ア フック取り付け可能箇所

安全作業必携記載の補助フック取り付け箇所に準ずる。

イ 足場ボルトの取扱い

中電 PG 仕様のフルハーネス型制止用器具は、安全基準を満たすため足場ボルトへの取り付けが可能であるが、一般汎用品の全てが安全基準を満たすとは限らない。

そのため、電気工事協力会の安全ルール統一の観点からランヤードのフックは、全てのフルハーネス型制止用器具において足場ボルトへの取り付けを不可とする。

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
墜落制止用器具に係るガイドライン
2020年1月21日
フルハーネスに係る共同調達について

新規

新規

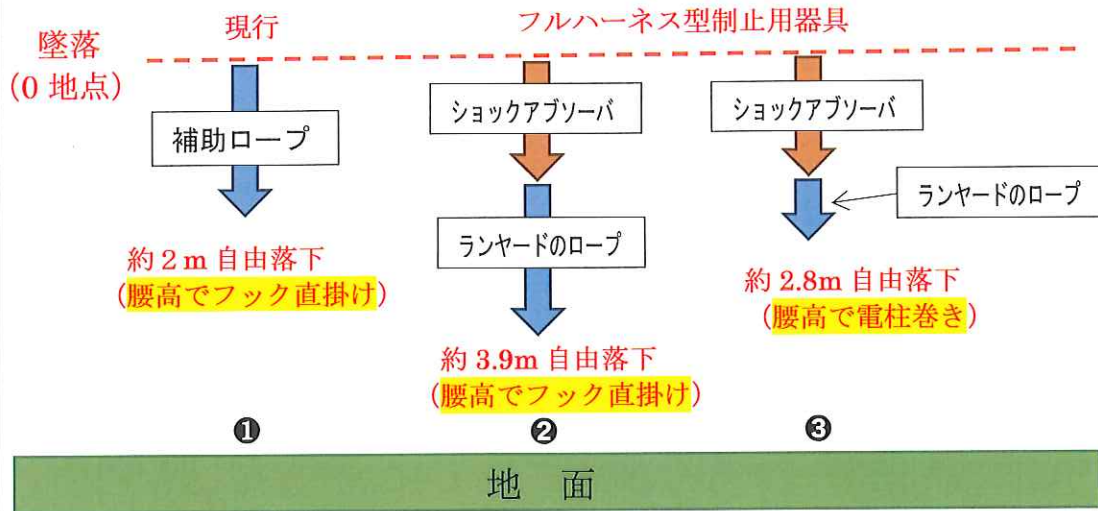
内 容

(8) 昇降柱時における留意事項 (低所)

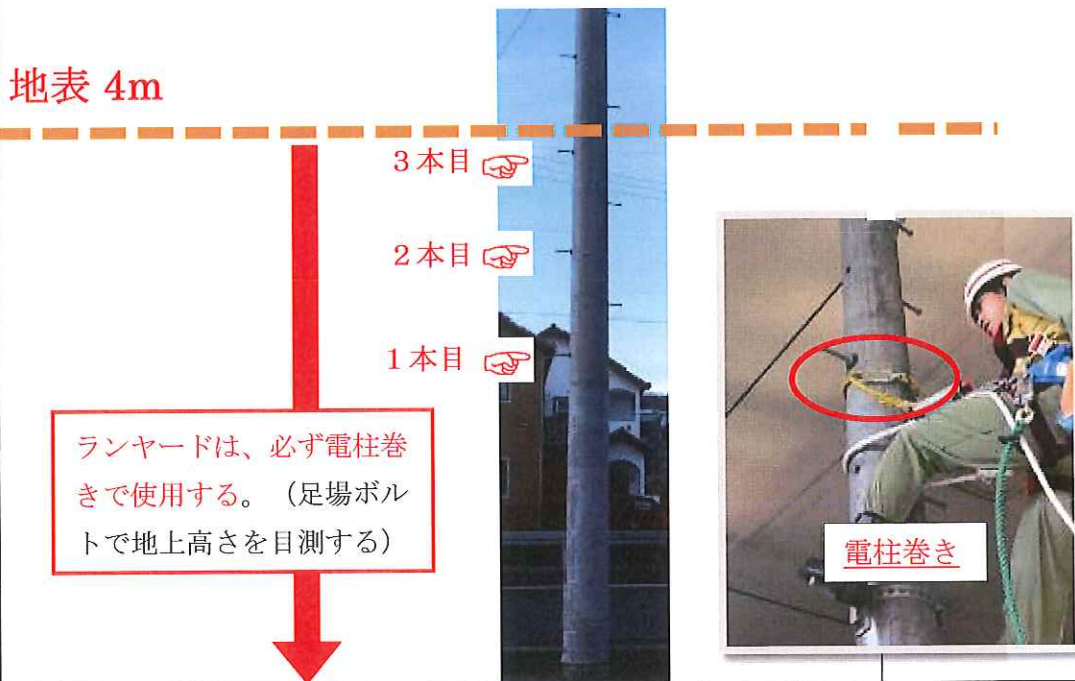
ランヤードは、ショックアブソーバが備え付けられているため、従来の補助フックに比べ墜落時の自由落下距離は長くなる。

そのため、電柱の低所で墜落した場合、ショックアブソーバが動作し地面へ落下する可能性がある。

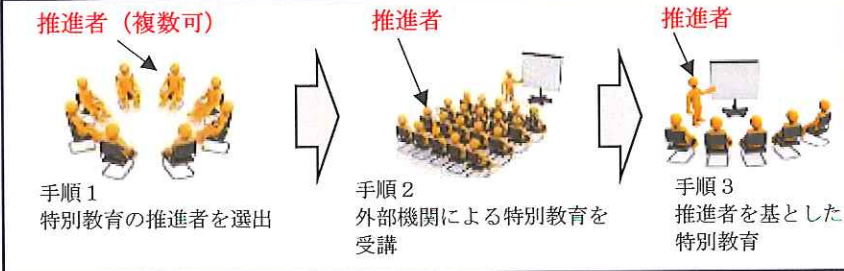
凡例： ショックアブソーバの長さ → ロープの長さ →



上記から、②の場合自由落下距離が長くなるため、低所では危険リスクが高くなる。そのため、地表 0m～4m においてランヤードは「③ 電柱巻き」とする



内 容	諸 元															
<p>(9) 安全呼称 安全呼称は変更なし。(安全作業必携のとおり、「胴綱よし」)</p> <p>6 特別教育について (1) 特別教育の必要性 特別教育の必要性 (安衛則第 36 条、特別教育規程第 24 条) 当該業務^{※7}を行う労働者は、特別教育 (学科 4.5 h+実技 1.5 h) を受講する。 ※7 高さが 2 m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に就く労働者のこと ア 学科科目</p>	<p>新規</p> <p>厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課墜落制止用器具に係るガイドライン</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="288 891 568 947">科 目</th> <th data-bbox="568 891 1190 947">範 囲</th> <th data-bbox="1190 891 1327 947">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="288 947 568 1059">I 作業に関する知識</td> <td data-bbox="568 947 1190 1059">①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法、②作業に用いる設備の点検及び整備の方法、③作業の方法</td> <td data-bbox="1190 947 1327 1059">1 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1059 568 1238">II 墜落制止用器具に関する知識 (フルハーネス型のものに限り)</td> <td data-bbox="568 1059 1190 1238">①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造、②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法、③墜落制止用器具のランヤードの取付設備等への取付方法および選定方法、④墜落制止用器具の点検及び整備の方法⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法</td> <td data-bbox="1190 1059 1327 1238">2 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1238 568 1417">III 労働災害の防止に関する知識</td> <td data-bbox="568 1238 1190 1417">①墜落による動労災害の防止のための措置、②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置、④保護帽の使用方法及び保守点検の方法⑤事故発生時の措置、⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法</td> <td data-bbox="1190 1238 1327 1417">1 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1417 568 1496">IV 関係法令 イ 実技科目</td> <td data-bbox="568 1417 1190 1496">①安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項</td> <td data-bbox="1190 1417 1327 1496">0.5 時間</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	範 囲	時 間	I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法、②作業に用いる設備の点検及び整備の方法、③作業の方法	1 時間	II 墜落制止用器具に関する知識 (フルハーネス型のものに限り)	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造、②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法、③墜落制止用器具のランヤードの取付設備等への取付方法および選定方法、④墜落制止用器具の点検及び整備の方法⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間	III 労働災害の防止に関する知識	①墜落による動労災害の防止のための措置、②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置、④保護帽の使用方法及び保守点検の方法⑤事故発生時の措置、⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間	IV 関係法令 イ 実技科目	①安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間	
科 目	範 囲	時 間														
I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法、②作業に用いる設備の点検及び整備の方法、③作業の方法	1 時間														
II 墜落制止用器具に関する知識 (フルハーネス型のものに限り)	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造、②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法、③墜落制止用器具のランヤードの取付設備等への取付方法および選定方法、④墜落制止用器具の点検及び整備の方法⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間														
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落による動労災害の防止のための措置、②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置、④保護帽の使用方法及び保守点検の方法⑤事故発生時の措置、⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間														
IV 関係法令 イ 実技科目	①安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間														
<p><特別教育の省略について> ✓施行日 (2019 年 2 月 1 日) 時点において、高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところで胴ベルト型を用いて行う作業に 6 月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」の科目を省略できる。</p>																

内 容	諸 元
<p>✓施行日（2019年2月1日）時点において、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」、「墜落制止用器具に関する知識」、「墜落制止用器具の使用方法等」の科目を省略できる。</p> <p>(2) 特別教育の実施</p> <p>ア 特別教育の講師資格 特別教育の講師資格はなし。特別教育の科目について十分な知識、経験を有する者であれば可能。 特別教育は外部機関での受講は義務付けておらず、事業者自ら特別教育を実施しても構わない。</p> <p>イ 記録の保存 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、従業員名簿と共に保管する（法令は3年間保管）</p> <p>ウ 学科科目の特別教育実施方法 各県協力が責任をもって以下の手順で学科科目の特別教育を実施する。ただし、代替策として外部機関の特別教育を作業員全員が受講することも可とする。</p> <p>手順1 各県協力が単位で特別教育に関する推進者を選出する。（複数名の選出も可能） 【2019年12月末をもって実施済み】</p> <p>手順2 推進者は、外部機関による特別教育を受講する。 【〆切：2020年1月～2020年12月末まで】</p> <p>手順3 推進者による引込工事センター（直営班）、協力工事店へ特別教育を実施する。 【〆切：2021年1月～2021年12月末まで】</p>	<p>厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課墜落制止用器具に係る質疑応答集</p> <p>2019年4月25日 フルハーネスの導入に向けた電気工事協力会の課題について</p> <p>2019年8月19日 フルハーネスの導入に向けた課題に対する取組方針について</p>
 <p>推進者（複数可）</p> <p>手順1 特別教育の推進者を選出</p> <p>推進者</p> <p>手順2 外部機関による特別教育を受講</p> <p>推進者</p> <p>手順3 推進者を基とした特別教育</p>	

内 容	諸 元
<p>エ 実技科目の特別教育実施方法</p> <p>昇降柱訓練等の教育時にあわせて実施することも可とし、検査担当部署が教育を補佐する。</p> <p>ただし、上記補佐の時間を特別教育上必要とする1.5時間の教育時間に組み込むか、組み込まないかは県協力会と中電 PG 支社で調整する。</p> <p>【※切：2021年12月末まで】</p> <p>オ フルハーネス型制止用器具への完全切替時期</p> <p>連合会のフルハーネス完全切替は、2022年1月とする。そのため、各県協力会は、2021年12月末までに確実に特別教育を完了させる。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) ワークポジショニング用器具（胴綱）の取扱い</p> <p>ワークポジショニング用器具（柱上作業における胴綱）にて使用する場合、現行使用している安全帯と胴綱を使用することは可能である。</p> <p>ただし、法令施行以降フルハーネス型制止用器具の使用が義務付けられるため、間違えて現行の補助フックを使用しないよう1本胴綱（本フックのみ）の使用を連合会として推奨する。</p> <div data-bbox="231 1265 1093 1680"> <p>現行の安全帯使用可 現行の胴綱使用可 推 奨</p> <p>現行の胴綱を買い替える場合は、<u>各社にて購入する。</u></p> </div>	<p>2020年1月21日 フルハーネスに係る 共同調達について</p>
<p>8 添付書類</p> <p>別紙1「フルハーネスの特別教育に関する受講記録票（標準）」</p>	<p>2019年8月19日 フルハーネスの導入 に向けた課題に対する 取組方針について</p>

以 上